

# 狂犬病の予防注射を実施します 飼い犬の異動届も忘れずに！

町では、5月16日から18日まで3日間、町内各所で生後91日以上の犬を対象に狂犬病の集合予防注射を実施します。

また、予防注射と合わせて未登録犬の登録も実施しますので、ぜひこの機会に登録と予防注射を済ませるようお知らせします。

## ●日時

5月16日(金)～18日(日)

## ●場所

町内各所(回覧チラシ・通知書でお知らせします。)

## ●料金(一頭につき)

予防注射 3,100円  
登録料 3,000円

## 狂犬病について

日本では過去数十年間、狂犬病が確認された事例はありませんが、海外ではいまだに多くの国で確認され、命を落とされています。

近年は、海外へ行き来する人と動物が増加傾向にあるため、狂犬病が侵入する可能性も十分に考えられています。

昨年は、海外で感染し死亡す

るなど、人間が狂犬病に感染した犬に噛まれると、2か月から1年潜伏期間を経て発症し、5日から2週間ほどで死亡します。狂犬病は潜伏期間中であれば治療できますが、発症後の治療方法はないとされている大変恐ろしい病気です。

## 飼い犬の異動届も忘れずに

飼い主への通知は、畜犬台帳に基づき発送しています。飼い犬が死亡・譲ったり・転居した場合、忘れず町民生活課(環境安全担当)までお知らせください。

## ねこの「屋内飼いを

すすめています

ねこは、事故防止等のために屋内で飼いましょう。また、名札等をつけて飼い主が分かるようにしておきましょう。

犬やねこも家族の一員です。最後まで愛情を持って飼いましょう。

## ◆問い合わせ

町民生活課 環境安全担当  
☎72-6933

狂犬病予防注射日程表

5月16日(金)	小野赤沼、菖蒲谷、雁股田、塩庭一区、上羽出庭、和名田、塩庭二区、夏井、湯沢、南田原井
5月17日(土)	飯豊上、浮金、吉野辺、飯豊中、飯豊下、小戸神、小野山神、皮籠石
5月18日(日)	谷津作、中通、荒町、反町、役場

# 国民年金コーナー

「こんなときには手続きを」

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する(厚生年金や共済年金に加入している方は除く)制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。左の表に記載してあるようなときは、届出が必要です。忘れずに届出を行います。

## ◆問い合わせ

郡山社会保険事務所  
☎024-93213480  
町民生活課 町民生活担当  
☎72-6933

## 国民年金加入者の方

こんなとき	届出先	必要なもの
20歳になったとき(※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)	市区町村	印かん
厚生年金・共済組合に加入したとき	勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印かん
厚生年金・共済組合の加入をやめたとき	市区町村	本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印かん
配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき(※離別や死別をしたときや収入が増えたとき)	市区町村	年金手帳、扶養からはずれた年月日が分かる書類、印かん
住所、氏名が 変わったとき	第1号被保険者	市区町村
	第2号、第3号被保険者	勤務先
年金手帳がなくなってしまったとき	市区町村 勤務先 社会保険事務所	基礎年金番号が分かる書類、身分証明書(※本人以外の方が届ける場合は委任状)

## 年金を受けている方

こんなとき	提出書類
誕生日がきたとき	年金受給権者現況届 ※
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届
住所を変えたとき	年金受給権者住所変更届
年金の受け取り先を変えるとき	年金受給権者支払機関変更届
年金を受けている人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届
年金証書をなくしたとき	年金証書再交付申請書

※所得状況の確認が必要な障害基礎年金を受給されている方など一部の方のみ、提出が必要となります。その他の年金受給者については原則提出不要となります。